

○国立大学法人埼玉大学理学部における早期卒業に関する規程

〔平成20年11月7日〕
規則第110号

改正 平成25. 7.26 25規則11 平成27. 2.19 26規則51
平成28. 3. 8 27規則93

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学早期卒業に関する規則第5条に基づき、理学部における早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、3年次第4学期終了時又は4年次第2学期終了時とする。

(早期卒業対象者の基準)

第3条 早期卒業の対象となる者は、各学科の定める要件を満たした者とする。

(早期卒業の申請及び予定者の認定)

第4条 早期卒業を希望する者は、第2条に掲げる早期卒業時期の1年前に早期卒業申請書(別記様式)を所属する学科長を経て理学部長に提出するものとする。

2 早期卒業予定者の認定は、早期卒業希望者の申請に基づき、理学部教授会の審査を経て理学部長が行う。

3 理学部長は、前項の認定を行った際は、学長へ報告する。

附 則

1 この規程は、平成20年11月7日から施行する。

2 平成20年度に早期卒業を希望する者は、第4条第1項の規定にかかわらず、3年次終了時に早期卒業申請書を提出することができるものとする。

附 則 (平成25. 7.26 25規則11)

この規程は、平成25年7月26日から施行する。

附 則 (平成27. 2.19 26規則51)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 8 27規則93)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（早期卒業申請書）

氏名		学科名	学科	学籍番号	
1. 希望卒業時期	3年次第4学期卒業 ・ 4年次第2学期卒業				
2. 修得単位	外国語・基盤科目	専門科目		合計	
	単位	単位		単位	
3. GPA	2年次第4学期終了時GPA () 3年次第2学期終了時GPA ()				
4. 修得予定単位	外国語・基盤科目	専門科目		合計	
	単位	単位		単位	
5. 早期卒業を希望する理由					
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					
<p>理学部長 殿</p> <p>上記の者は、早期卒業に適格であると認めるので申請します。</p> <p style="text-align: center;">学科長承認 印</p>					